

地域畜産総合支援体制整備事業

〈地域の畜産現地レポート〉

**地域の農業振興と畜産活性化を担う
白沢村有機センター**

平成13年3月

社団法人 福島県畜産会

は じ め に

畜産を取り巻く最近の国内外の情勢は、21世紀に向けた新たな食料生産展開のための「食料・農業・農村基本法」や「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」などのいわゆる「農業環境3法」が施行され、農業全般の変革が迫られております。また、政府は昨年12月に「WTO農業交渉日本提案」をWTO事務局に提出し、今後の交渉の成り行きが注目されているところであります。

今後、このような情勢に対応し得る畜産経営を構築するためには、長期的に安定した生産技術の確立、より低コスト化の追求、消費者ニーズにマッチした畜産物の生産体制の確立、経営感覚の助長による経営体質の改善・強化等を促進することが緊急の課題となっております。

このレポートは、これらの実情を踏まえて安達郡白沢村地域における「白沢村有機センター」施設を畜産農家の法的対応に留まることなく、耕種農家との連携強化による良質堆肥の需給体制を関係機関団体を含めて構築し、減農薬有機農法による環境保全型農業を推進するものであり、このレポートが本県畜産の振興に大いに活用されることを切望するものであります。

また、このレポート作成に当たり、業務多忙のところ貴重な労をとり、ご尽力を賜りました福島県酪農業協同組合安達支所 糸川文常氏ならびに白沢村産業課の皆様に心から感謝御礼申し上げます。

平成13年3月

社団法人 福島県畜産会

会長 植田英一

―― 目 次 ――

1. 地域の概況	1
2. 農業生産の現状と今後の方向	2
3. 白沢村有機センター	3
4. 農業近代化施設の整備計画に於ける地域畜産部門の位置付けと 有機センター設置構想	9
5. 白沢村有機センター施設の紹介	10
畜・耕連携による農業副産資源の利活用協定	11
土づくりと有機低農薬農産物の栽培協定	12
白沢村堆肥生産運営協議会規約	13
白沢村堆肥センターに係る組織系統図	14
事業取組後に構築した地域連携システム	15
6. 施設の利用状況	16
7. 有機センター運用の方向	16

地域の農業振興と畜産活性化を担う白沢村有機センター

【1】 地域の概況

1. 立地条件

(1) 位置及び範囲

白沢村は福島県の中通り北部、安達郡の南部に位置し、阿武隈山系の麓にある。

東は岩代町・三春町、西は本宮町・大玉村、南は郡山市、北は二本松市に接し、東西9.25km、南北7.88km、総面積48.40km²に及ぶ平地農業地域である。

(2) 自然条件

気候は、比較的温暖であり、年平均で気温12.6°C、降水量1,218mm、降雪量23.8cm程度と営農上適地にある。

初霜は平均で10月29日、終霜は4月29日で、しばしば5月上旬に晩霜があり、養蚕地帯に被害を受けることがある。

地形は、西部を阿武隈川が北流し、東部は阿武隈山系の一部をなし全般に小丘陵が起伏している。

耕地は、標高200~400mにあり、水田は山間平地に帯状に開け、畑は山間傾斜地に散在している。

土壌は、阿武隈山系で花崗岩を母材とする地帯であり、水田はグライ土壌が多く排水不良田が大部分を占めており、畑は大部分が傾斜地であることから降雨による土壤侵食が甚だしく、土壤中の各種成分が流失する不良土壤が多い。

水利は、村内を流れる仲川・白岩川・朝日出川・小浜川の小河川から取水しているがその水量は極めて少なく、現在県営灌漑排水事業により水田面積878haのうち71.9%の灌漑がなされている。

2. 人口・産業経済の動向及び見通し

(1) 総人口・世帯数・産業別就業人口

総人口は、平成12年10月の国勢調査で9,262人で、産業開発や定住環境整備によって2年前の国勢調査より着実に増加しており、今後もこの傾向を辿ることが予測され、「第3次振興計画」での平成17年の人口目標は11,000人と設定している。

世帯数は、2,028戸で、1世帯あたり人員数は4.6人と若干核家族化が進みつつある。

産業別就業人口は、第1次産業17.5%、第2次産業52.0%、第3次産業30.5%となっている。

(2) 産業別生産額の動向及び見通し

総生産額は、平成2年~9年で年平均9%の増加率となっており、経済の成長が著しい。

構造的には、産業別にみて第1次産業は46%減少し、第2次産業76%増加、第3次産業80%増加して都市型産業構造へ移行しつつある。

構成比では、第1次産業の占める割合が3.9%減少しているのに対し、積極的な製造業の誘致によって第2次産業の占める割合は66.1%で増加傾向にある。

しかし、第1次産業のほとんどが農業であることから、このような動向の中では農業の将来が懸念され、高生産性農業に向けた諸施策の展開が求められている。

【2】 農業生産の現状と今後の方向

☆重点作目の概要☆

本地域の農業生産は米・養蚕・畜産を基幹とし、これらにチェリートマト・夏期きゅうり等の野菜・菌草類を組合せた複合経営が行われてきた。

しかし、養蚕については、価格の低下や高齢化等の情勢悪化から生産量が年々減少し、特にここ数年《遊休桑園》の増加が目立ってきた。

その対策としては、村をはじめ農協・関係機関が一体となって野菜・果樹・その他作物等を補助事業を通じて推進してきた。

現在においては、野菜が第3位の生産額を示しており、今後も米・畜産・野菜を基幹作目とし、これに果樹・菌草を組合せた複合経営で安定化を図って行く方向である。

また、本地域の特産品として位置付けている「長芋」の生産拡大と本地域へ誘致した食品関連企業との間に於けるカット野菜（キャベツ・人参）の契約栽培についても強化して安定生産を図って行く。

(1) 米

本地域の米は、生産調整の影響もあって作付面積は年々減少している。

しかし、平成11年に於ける米の粗生産額は、農業粗生産額の51.5%を占めており、今後とも本地域の農業は米が中心となることが考えられる。

今後は、需要動向の変化とともに「低コスト稻作経営」が重要視されることから農作業の受委託と省力化を推進し、受託農家と委託農家との組織化を図り、併せてライスセンターの利活用を以って良質米の生産に努めて行く。

(2) 乳用牛

本地域の乳用牛の飼育は、中核農家により行われており、牛乳の安定生産が図られている。

今後は、飼料穀物の需給が、中長期に逼迫することが懸念されており、この対策として草地の整備、転作田の利用等で良質飼料の確保に努める。

また、省力機械・施設の整備を推進し、生産コストの軽減と衛生対策を強化し、高品質乳生産の拡大定着を図る。

(3) 肉用牛

本地域の肉用牛については、各種事業の実施と恵まれた草資源をもとに地域に根ざした基幹作目として更なる発展が期待されている。

今後は、放牧技術の積極的な活用と飼養管理技術の向上等により、低コスト・高品質化を推進する。

(4) 野菜

指定産地品目である夏秋きゅうり・夏秋トマト（チェリートマト）・さやいんげん等は、稻作を補完する作目として定着していたが、遊休桑園の利活用対策として補助事業を導入したこともあり、新たにピーマンが定着し、その他春菊も大きな伸びを示している。

また、本村の特産品として位置付けられている長芋は、贈答品として需要があり生産の拡大が図られている。

更に、誘致企業である食品製造関連企業との契約栽培により、カット野菜（キャベツ・人参）の作付けが進められている。

今後は、高速交通網の整備、集出荷施設の整備により、大消費地向けの鮮度の高い出荷が可能となっているのでこれに対応すべく生産の拡大を図って行く。

(5) 果樹

果樹については、遊休桑園の利活用対策として推進してきた作目であり、特に柿については大核無・峰屋を地域の特産品と位置付けて銘柄化を図ってきた。

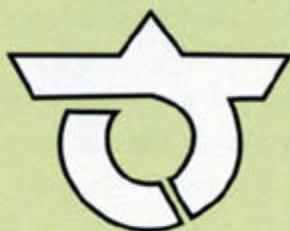
また、銀杏についても推進し、現在6haが栽培されており、手がかかる作目でもあることから、更に遊休桑園の積極的活用による栽培面積の拡大が見込まれている。

(6) 菌草

ふるさと志向、特産物育成から本村の重要な作物に位置付けられてはいるが、生産販売組織が不統一な状況から、今後中核農家を中心に生産組織の統一を図る必要がある。

また、椎茸栽培用のほだ場として遊休桑園を利用している事例もあり、遊休桑園利活用対策のひとつとして推進して行く。

白沢村有機センター



福島県白沢村

地域農業基盤確立農業構造改善事業（経営基盤確立）



福島県安達郡白沢村長
岡 部 善 宣

ごあいさつ

本村では、複合経営の基幹的作物のひとつとして定着していた養蚕が価格の低迷等から大幅に減少し、さらに減少する傾向にあり、これに伴う遊休桑園の利活用とし、野菜等の園芸作物へ転換を図ろうとしているところです。園芸作物を導入するにあたって、耕種農家においては、地力保全や土壤改良の面から堆肥施用の必要性が叫ばれています。また近年、環境問題は地球サミットにまで発展しておりますが、化学肥料の過度な施用、農薬の不適切な使用や家畜糞尿の不適切な処理等が環境に影響を及ぼす場合も生じており、地球環境への影響の軽減や食品の安全性に配慮した環境保全型農業を一層推進することも必要となっています。

このような状況下において本村では、平成9年度に国の「地域農業基盤確立農業構造改善事業（経営基盤確立）」を導入し、堆肥処理施設「白沢村有機センター」を長屋字館地内に建設いたしました。

本施設の運営につきましては、白沢村堆肥生産組合のご理解とご協力により受託していただきました。

今後は村内外に良質の完熟堆肥を供給出来る計画であります。

「豊作のまず手はじめは土づくり」と言われます。米はもちろん、すべての農作物の有機栽培に欠くべからざる施設と思われますので、この施設の完成を契機に各農家におかれまして土づくりの大切さを再認識され、充分活用いただき、更なる地域農業の発展に役立つことを祈念し、ご挨拶をいたします。

平成10年4月



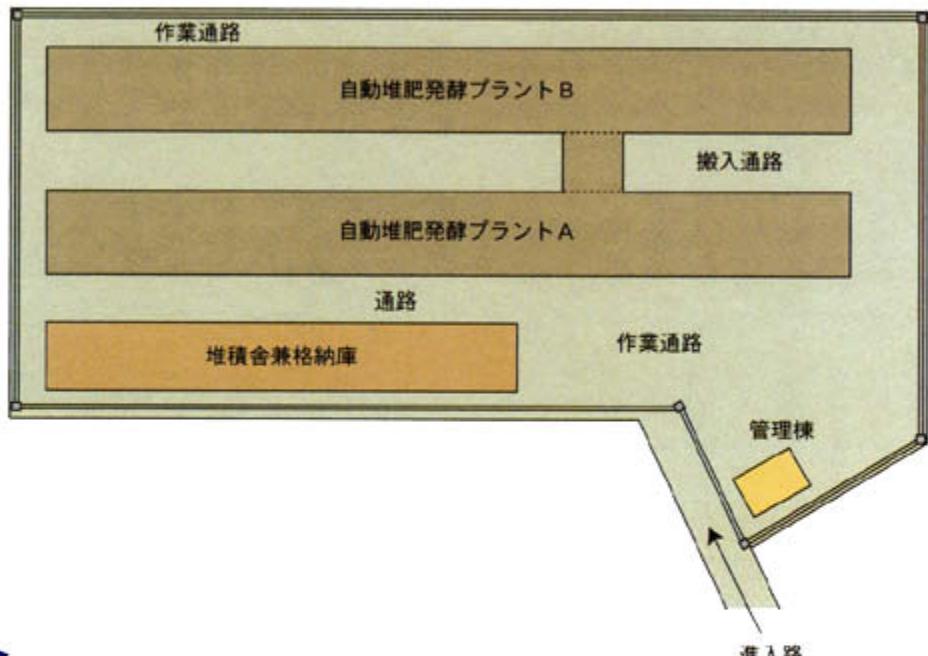
■特産物（とうろろ芋、りんご、しらさわ宝みそ、乙女の舞、チェリートマト、しいたけ、しらさわ宝漬）



■八ツ田内七福神舞

牛ふんが良質堆肥にかわります。

●有機センター配置図



●フローシート



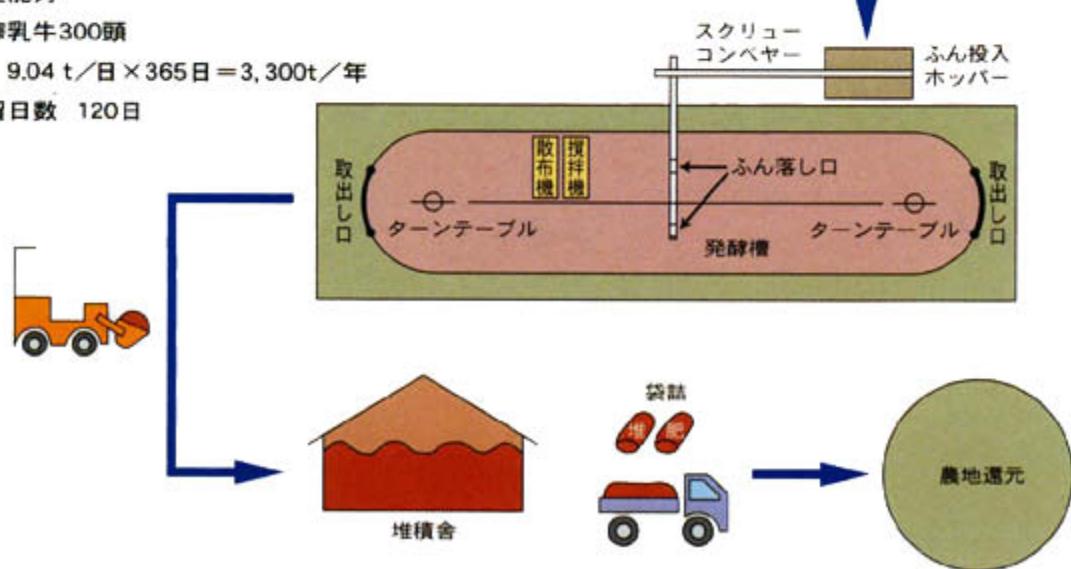
●施設の規模

処理能力

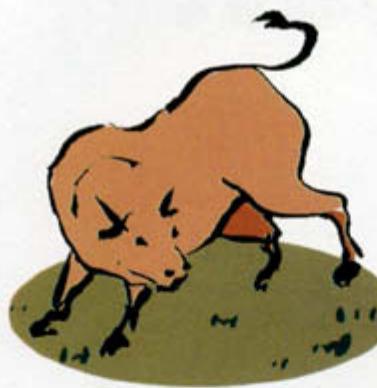
搾乳牛300頭

$9.04\text{ t}/\text{日} \times 365\text{ 日} = 3,300\text{ t}/\text{年}$

滞留日数 120日



主な設備



発酵処理施設（搅拌機・散布機）



堆積舎兼格納庫

堆肥袋詰機



施設の概要

事業年度 平成8・9・10年度

事業名 地域農業基盤確立農業構造改善事業（経営基盤確立）

事業主体 白沢村

管理運営 白沢村

（施設の維持管理・堆肥の生産・供給等については、白沢村堆肥生産組合に委託）

（堆肥販売等代金出納事務については、本宮農業協同組合に委託）

所在地 福島県安達郡白沢村長屋字館1番地

総事業費

328,605千円

年度別事業費内訳

平成8年度（村単独分）	3,863千円
平成9年度	311,071千円
農構補助事業分	221,981千円
村単独分	89,090千円
平成10年度（その他補助及び単独分）	13,671千円

事業内容

平成8年度

- 敷地造成設計（取付道路含む）

平成9年度

- 用地取得及び敷地造成（取付道路含む） 13,779m²（敷地面積8,927m² 内有効面積6,376m²）
- 発酵処理施設（攪拌機・散布機含む） 木造PC葺 1,081.5m² × 2棟
- 堆積舎兼格納庫 鉄骨造折板葺 1棟 (521.2m²)
- 管理棟 木造トタン葺 1棟 (44.71m²)
- 敷地整備工事（アスファルト舗装・U字溝・集水井・グレーチング・ネットフェンス・門扉・給水装置）
- 堆肥袋詰機 1式
- ホイールローダ 1台 (0.5tバケット)
- フォークリフト 1台 (2.0t)
- コンテナ 12機 (3.0t)

平成10年度

- コンテナ運搬車 1台 (3t)
- 堆肥散布機（マニアスプレッター） 1台 (1.7t)
- 製品配送車 1台 (4.0tクレーン車)



白沢村有機センター



白沢村役場

〒969-1292 福島県安達郡白沢村糠沢字小田部1

TEL(0243-44-2111)

FAX(0243-44-2447)

白沢村有機センター

〒969-1206 福島県安達郡白沢村長屋字館1

TEL(0243-44-4778)

FAX(0243-44-4778)

【4】 農業近代化施設の整備計画に於ける地域畜産部門の位置付けと 有機センター設置構想

1. 地域畜産部門の位置付け

畜産部門は、本村農業の基幹のひとつであり、有機質の供給による地力の維持と増進、耕作放棄地の有効活用、山間地域の活性化等地域農業を支える重要な役割を担っている。

2. 有機センターの設置構想

本村農業の基幹として畜産部門を位置付けている一方で、畜産環境保全が唱えられ、「家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、家畜排泄物処理施設の整備が義務付けられたことに伴い、当該畜産農家を指導しつつ、家畜排泄物処理施設設置の構想に至った。

併せて、この施設を畜産農家の法的対応に留まることなく、農業振興施策の上で多角的運用を目指すべく、畜産農家と耕種農家との連携強化による処理施設活用を以って、良質堆肥の需給体制を関係機関団体をも含めて構築し、減農薬有機農法による環境保全型農業を推進するに至った。

3. 白沢村有機センターの設置

有機センター設置構想のもとで、農業基盤確立を目指し、村・農協・農家代表の構成による長期にわたる審議の成果として、平成9年度に国の「地域農業基盤確立農業構造改善事業（経営基盤確立）」導入、堆肥処理施設《白沢村有機センター》を建設して白沢村堆肥生産組合の運営により現在に至っております。

“豊作の手始めは土づくり”を掲げ、米は勿論のこと、遊休桑園跡の野菜等園芸作物の有機栽培推進に向け、価値ある存在として《白沢村有機センター》を位置付けております。

【5】 白沢村有機センター施設の紹介

1. 施設施工

白沢村有機センター施設は、平成8～10年度にわたり約3億3千万の総事業費で施工され、別掲「白沢村有機センター」資料の内容となっている。

2. 施設の機種

自動糞尿散布・自動搅拌一体式（開放型ロータリー式）

3. 機種選定の理由

- (1) 自動搅拌式は、好気性バクテリアによる発酵処理であるが、発酵段階で嫌気性バクテリアの繁殖があり、臭気が強く周辺の住民の理解が得られない。
また、製品に臭気が残り使用作物が制限され、複雑なコンピューター制御であることから設備の修理費も大きくなる。
- (2) 堆肥舎切返し方式は、嫌気性バクテリアによる発酵処理であるので常に臭気が強い。
更に切返しに要する費用がコスト高となり、製品の均一性が乏しく、臭気も残る。
- (3) 自動糞尿散布・自動搅拌一体式（開放型ロータリー式）は、処理段階で臭気が低く、更に自動搅拌により省力的で、製品が低臭であることから多くの作目に使用可能である。
また、袋詰めも容易で、自動搅拌式に比べて設備が簡単であることから故障も少ないことが予測される。

依って、理由(3)により自動糞尿散布・自動搅拌一体式を選定した。

4. 施設利用の仕組みに関する各種協定

(1) 畜・耕連携による農業副産資源の利活用協定

堆肥生産組合、農協水稻部会、農協そ菜部会の3者間で、堆肥の生産と利活用体制の整備を図る連携をとっている。

(2) 土づくりと有機低農薬農産物の栽培協定

農協、農協水稻部会、農協そ菜部会の3者間で、有機低農薬農産物の栽培に取組む連携をとっている。

(3) 白沢村堆肥生産運営協議会規約

村、村議会、農業委員会、土地改良区、農協、共済組合、畜協、2酪協、農改普、畜産連、園芸連、学経の13者間で、堆肥の生産環境整備と良質堆肥による地力増強を図る連携をとっている。

(4) 白沢村有機センター組織系統図

有機センターの組織と系統を明確に位置付け、運営から堆肥の利用に至る流れをとっている。

(5) 堆肥流通図

堆肥の流通経路と各過程の対応をフローチャートで示している。

畜・耕連携による農業副産資源の利活用協定

(目的)

第1条 農業副産資源の適切な処理と、良質堆肥を供給するため畜産農家と耕種農家が連携し、堆肥の生産とその利活用体制の整備を図り、併せて農業環境の改善と畜産の安定的発展に資するものとする。

(締結期間)

第2条 本協定は締結日より5年間とする。ただし、期間終了後30日までに、双方何らかの申し出がなければ、この協定は引き続き同一内容により5年間更新されるものとし、以降においても同様とする。

(対象者)

第3条 この協定の対象とする農家は、白沢村の有機低農薬栽培農家とする。

(締結主体)

第4条 本協定の締結主体は、白沢村堆肥生産組合とする。

(良質堆肥の供給)

第5条 白沢村堆肥生産組合は誠意をもって良質堆肥を製造し、関係農家に供給する。

(堆肥の使用)

第6条 有機低農薬栽培農家は努めて白沢村堆肥生産組合の堆肥を使用し地力増強等土づくりを推進するものとする。

(年間供給計画)

第7条 白沢村堆肥生産組合は、年間供給計画を作成して関係農家に情報を提供する。

(協議)

第8条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、そのつど、関係者で協議するものとする。

以上協定締結の証しとして本協定書を作成し、関係者記名捺印のうえおのの1通を保持する。

平成 年 月 日

白沢村堆肥生産組合組合長

本宮農業協同組合水稻部会 白沢支部長

本宮農業協同組合そ菜部会 白沢支部長

土づくりと有機低農薬農産物の栽培協定

(目的)

第1条 良質堆肥による地力増強等土づくりを推進し、消費者のニーズに応える有機低農薬農産物の栽培に取り組み、新しい産地体制を確立するなど、地域の農業振興に寄与するものとする。

(締結期間)

第2条 本協定は締結日より5年間とする。ただし、期間終了後30日までに、双方何らかの申し出がなければ、この協定は引き続き同一内容により5年間更新されるものとし、以降においても同様とする。

(対象者)

第3条 この協定の対象とする農家は、白沢村の有機低農薬栽培農家とする。

(締結主体)

第4条 本協定の締結主体は、本宮農業協同組合とする。

(有機低農薬栽培農家の確定)

第5条 有機低農薬栽培を希望する農家は、本宮農業協同組合に所定の手続きにより、申込み確定する。

(土づくりの推進)

第6条 有機低農薬栽培農家は関係機関の実施する土壤診断や指導会等に積極的に参加し、良質堆肥を施肥するなど、地力増強に努める。

(栽培基準の順守)

第7条 栽培にあたっては、本宮農業協同組合の作成した栽培基準を順守し、良質農産物の生産に努める。

(生産物の出荷)

第8条 この協定の締結者は本宮農業協同組合の定めに基づき出荷するものとする。

(対象作物)

第9条 水稲を基幹とし、園芸作物等を対象とする。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、そのつど、関係者で協議するものとする。

以上協定締結の証しとして本協定書を作成し、関係者記名捺印のうえおのの1通を保持する。

平成 年 月 日

本宮農業協同組合組合長

本宮農業協同組合水稻部会 白沢支部長

本宮農業協同組合そ菜部会 白沢支部長

白沢村堆肥生産運営協議会規約

(目 的)

第1条 この規約は、家畜糞を適切に処理し生産環境を整え、さらに良質の堆肥を生産・散布することによって地力を増強し、農業所得の増大及び農業経営の安定を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この協議会は、「白沢村堆肥生産運営協議会」(以下「運営協議会」という。) という。

(事 業)

第3条 この運営協議会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 適切な糞処理の調査・研究。
- (2) 堆肥生産・流通・消費の一貫体制の調査・研究。
- (3) 畜産環境保全に係る啓発・普及。
- (4) 堆肥の有効利活用の研究。
- (5) その他目的達成に必要な事項。

(構 成)

第4条 この運営協議会は、次に掲げる団体(以下「構成員」という。)をもって構成する。

白沢村

白沢村議会

白沢村農業委員会

安達疏水土地改良区

本宮農業協同組合

安達地方農業共済組合

安達畜産農業協同組合

福島県酪農業協同組合安達支所

安達太良酪農業協同組合

安達地域農業改良普及センター

白沢村畜産団体連絡協議会

白沢村園芸団体連絡協議会

学識経験者

(役 員)

第5条 この運営協議会に、会長及び副会長をおく。

- 2 会長は、この運営協議会を代表し、運営協議会の事務を総理する。
- 3 会長は、白沢村長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 5 副会長は、白沢村助役をもって充てる。

(会 議)

第6条 この運営協議会の会議は、会長が必要に応じ隨時招集する。

- 2 運営協議会の議長は会長がこれにあたる。

(事 務 局)

第7条 この運営協議会に事務局を設け、事務局長及び事務局職員をおく。

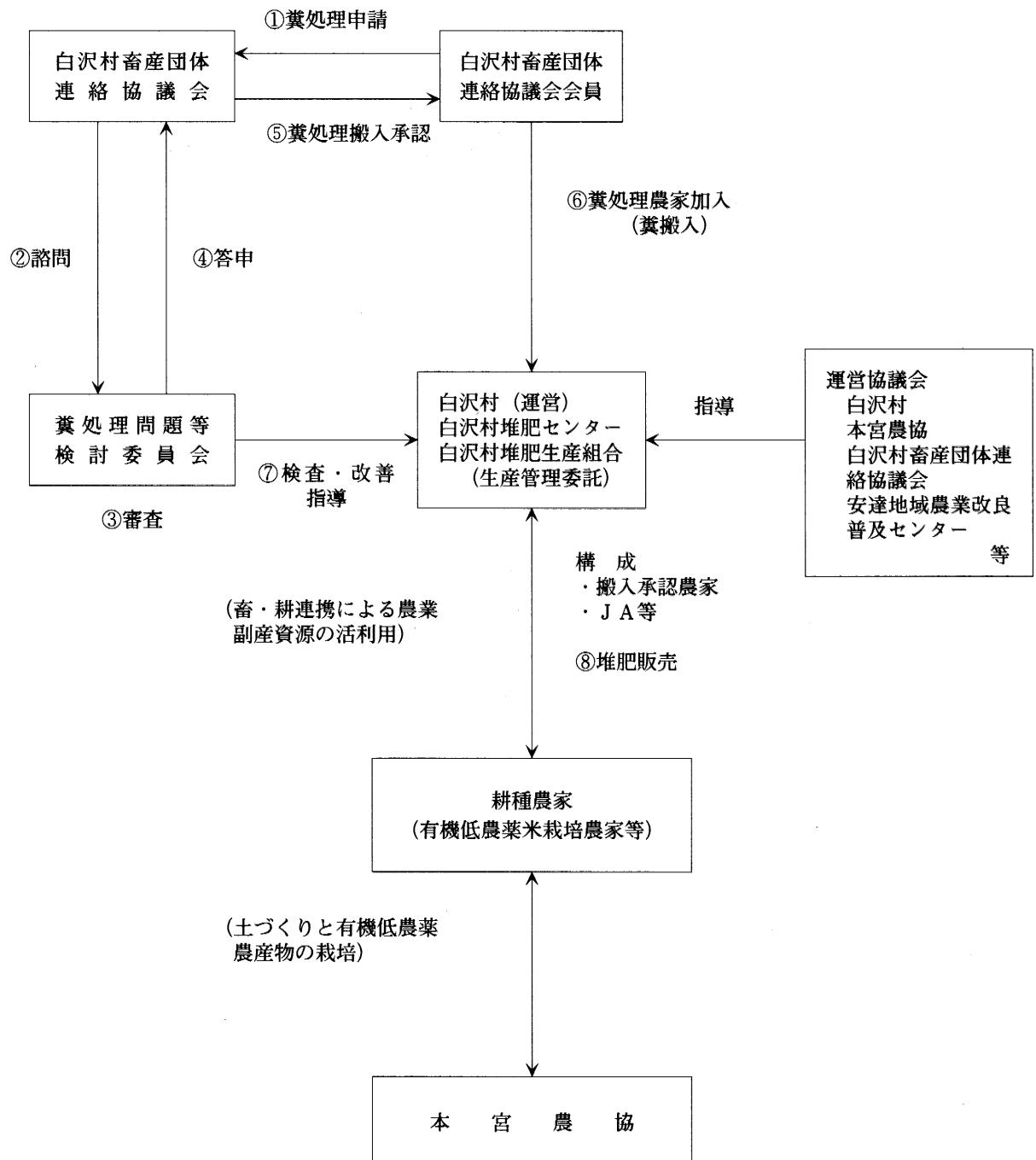
- 2 事務局長は産業課長とし、事務局の職員は、産業課・産業総合指導センター職員のうちから会長が委嘱する。

(そ の 他)

第8条 この規約に定めるもののほか、運営協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規約は、平成 年 月 日から適用する。

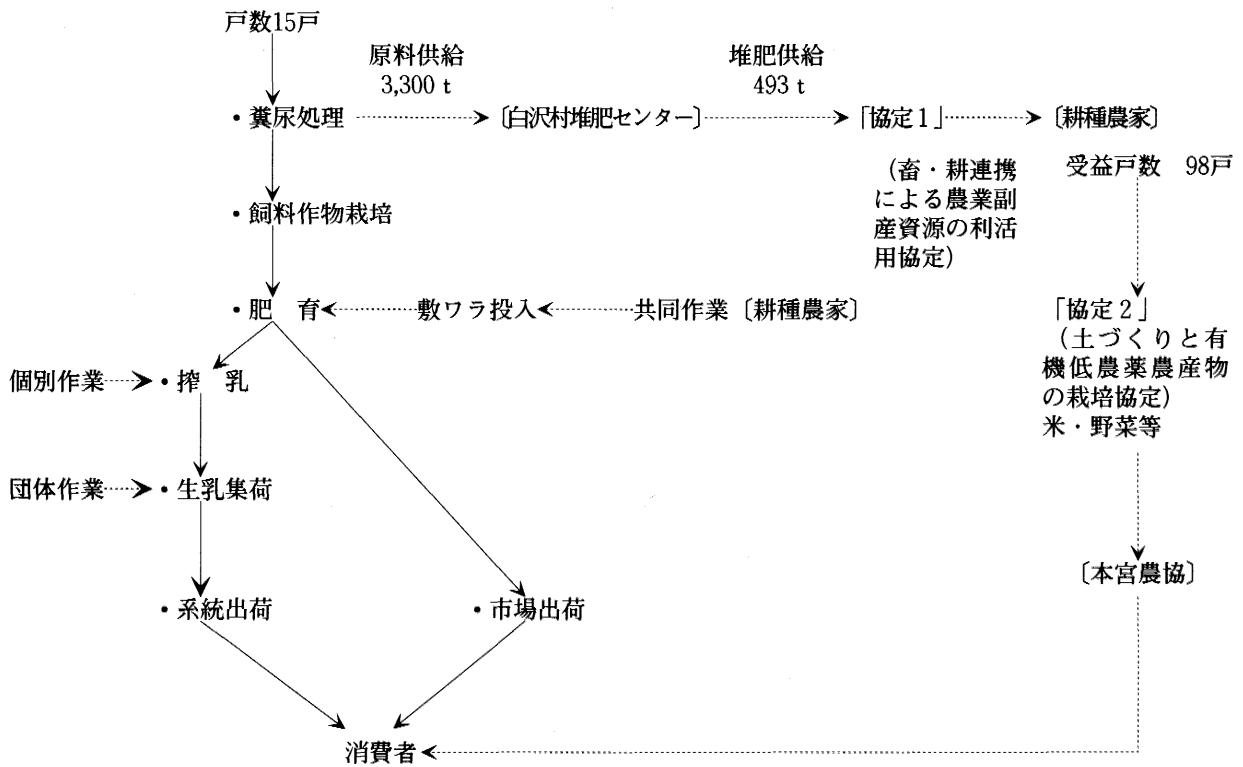
白沢村堆肥センターに係る組織系統図



事業取組後に構築した地域連携システム

① フローチャート (システムを構成する各協定を盛り込む)

〔酪農家・肥育農家〕



〔フローチャートの補足説明〕

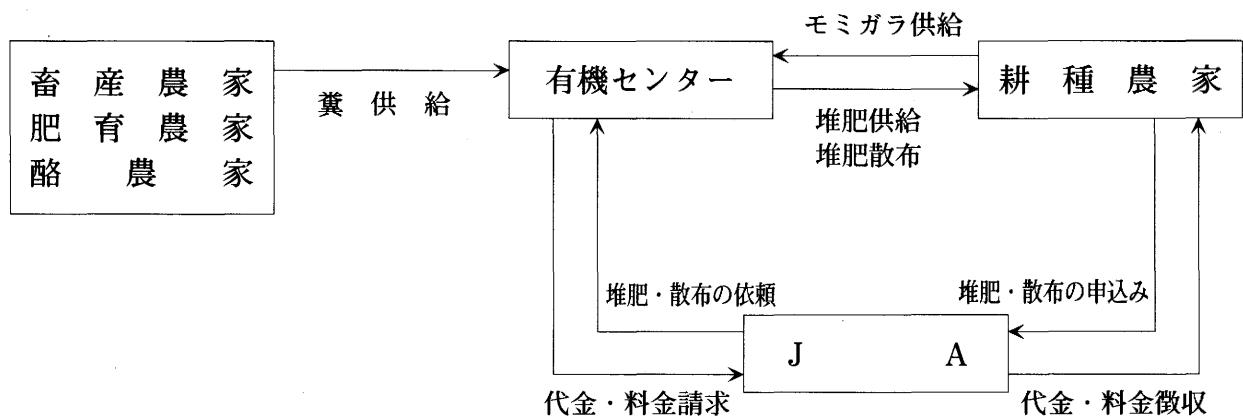
現在は、耕種農家が相対契約で畜産農家に稲ワラを提供するなどしながら畜産農家は独自に堆肥処理を行って、今後は、白沢村堆肥センターで耕種農家と畜産農家の調整を取りながら堆肥製造に当たる。具体的には、畜産農家がコンテナ等により堆肥センターに糞を供給する。堆肥センターでは堆肥を耕種農家に販売し、耕種農家は栽培したもの農協に出荷をする。また、堆肥センターでは、自家散布が困難な耕種農家に対して堆肥散布の作業も行う。

② 地域連携協定の種類（締結年度）

協定1 畜・耕連携による農業副産資源の利活用協定 (平成9年)

協定2 土づくりと有機低農薬農産物の栽培協定 (平成9年)

堆肥流通フロー図



【6】 施設の利用状況

平成12年の利用経過

堆肥供給畜産農家	… 10戸 (酪農7戸、和牛3戸)
堆肥供給量	… 年間3,300 t (日量9 t)
堆肥供給システム	… 専用器 (3 t) 搭載車 供給畜産農家によるスケジュール出役
施設運行管理	… 専任職員
製品完成稼動日数	… 堆肥搬入→処理→製品化=120日
年間製品生産量	… 493 t (1立方米当たり450kg換算) バラ、フレコンバッグ、小袋
年間製品供給量	… 生産量に同じ
製品供給先	… 水稲農家、そ菜農家、園芸農家等
製品販売価格	

販売先	バラ堆肥 (2 m ³)		フレコン堆肥 (1 m ³)			ビニール袋 (30 ℥)	
	価格	配送料	価格	配送料	袋貸料	価格	配送料
村内	円 14,000	円 …	円 7,000	円 …	円 1,000	円 500	円 …
村外	円 14,000	円 1,000	円 7,000	円 500	円 1,000	円 500	円 …

- ・フレコン袋貸出料は3ヶ月以上貸出の場合に請求
- ・フレコン袋使用後は有機センターへ返還
- ・減農薬減化学肥料米へのフレコン袋貸出料は無料
- ・村民がバラ堆肥・フレコン堆肥を購入の場合は村と農協から1m³あたり各々1,500円・1,000円の補助金を交付

製品成分含有率	窒素 (N)	1.97%	リン酸 (P ₂ O ₅)	2.92%
	カリウム (K ₂ O)	2.57%	石灰 (CaO)	2.87%
	苦土 (MgO)	0.66%		
	PH	8.1		

【7】 白沢村有機センター施設の紹介

白沢村の「地域農業マスタートップラン」に満載された畜産振興策から予測するに、家畜排泄物処理規制と遊休地活用を折り込んだ有機農業奨励との双方から、畜産農家の堆肥生産組合加入の増加、一方で有機農産物の需要向上が大きな期待を呼んでいることは頗もしい。

依って、これをクリアして行くには、有機センターのオーバーワークが余儀なくされるることは必然であり、この先施設の増設を含めた処理能力拡充も検討されなければならなくなることも予測され、嬉しい悲鳴でもある。

終わりに臨み、この稿の収録にあたっては、白沢村役場から地域農業に関わる基調資料を御提供賜わりましたが、この有機センターに盛り込まれた大きな展望を充分に収録し切れなかつたことを深く御詫び申し上げます。

併せて、資料を御提供賜わった産業課の黒沢（昭）課長様と武田（正）農政係長様に厚く御礼申し上げます。

更に、堆肥生産組合の渡辺（清）組合長様には、有機センター稼動の見通しについて御聞かせ戴き厚く御礼申し上げます。

この有機センターにより、家畜排泄物処理規制に対応する上で、地域の畜産農家の経営安定と、耕種農家の潤いが大きくなつて村の農業生産額が益々飛躍されんことを切望してこの稿を閉じさせて戴きます。

> 収録 <

福島県酪農業協同組合 安達支所 糸川文常